

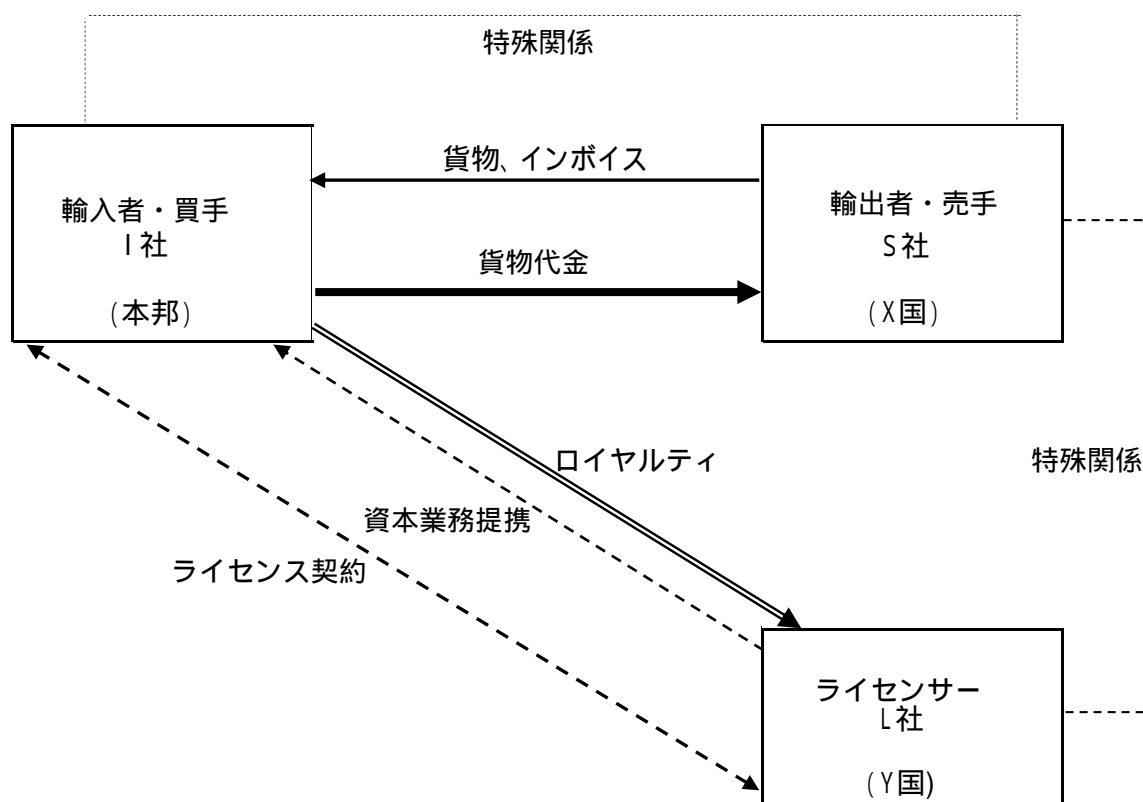
## 輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

買手が売手ではないライセンサーに支払うロイヤルティの取扱いについて

照 会		
照 会 内 容 等	輸入貨物の品名	建具製品の部品（税表分類:第 85 類）
	照会の趣旨	買手がライセンサーに対して支払うロイヤルティが輸入貨物の課税価格に含まれるか否かを照会するものです。
	取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 のとおり。
関係する法令条項等		関税定率法第 4 条第 1 項第 4 号
添付書類		照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回 答			
回答年月日	平成 30 年 9 月 11 日	回答者	長崎税関業務部関税評価官
回 答 内 容	別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。		

## 1. 取引形態図



## 2. 取引の概要

(1) 本邦所在の輸入者であり買手であるI社（以下「輸入者」という。）は、X国所在の輸出者であり売手であるS社（以下「輸出者」という。）から、建具製品の部品を輸入しています。

なお、輸出者の親会社が輸入者の株式を5%以上保有していることから、輸出入者間には特殊関係がありますが、取引価格への影響はありません。

(2) 輸入者は、輸出者の親会社であるY国所在のL社（以下、「ライセンサー」という。）との間でライセンス契約を締結し、ライセンサーの知的財産並びにライセンサー及びその関係会社に帰属するノウハウ、商標及び商号を特定の建具製品（以下「ライセンス製品」という。）2種の製造、宣伝、マーケティング、販売及び頒布を目的として本邦において独占的に使用する権利を許諾されており、その対価としてライセンサーにロイヤルティを支払います。

輸入者が輸出者から輸入する部品は、当該ライセンス製品に組み込まれるものであり、一部の部品にはライセンサーの商標が付されていますが、特許権等の知的財産及びノウハウを用いて製造されるものではなく、部品自体が特許発明品であるわけではなく、またライセンス製品に組み込まれることで特許を実施するものでもありません。

( 3 ) 輸入取引に際しては、輸入者は輸出者に部品の発注を行い、輸出者から EXW 条件で購入します。輸入する部品のほとんどは輸出者の工場で引き渡されますが、一部の部品はライセンサーの Y 国工場で引き渡されます。

( 4 ) 輸出者から購入する部品の基準価格は、ライセンス契約別紙の部品表（以下「部品表」という。）で取り決められており、輸出者から購入する部品価格の設定はロイヤルティとは関連性がありません。部品表はライセンス製品一式を製造するのに必要な部品とその価格のリストであり、輸入貨物の価格は当該部品表に記載された価格が基になっていますが、発注の都度提示された価格を確認し、輸出入者間で合意した上で発注の確定をしているため、部品表の価格から多少の変動があります。なお、部品表に記載された品目は一般には公開されておらず、誰でも購入できるという状態にはなっていません。また、ライセンサーは建具製品（完成品）の製造及び販売を行う者であり、通常は部品単位の販売は行っておらず、販売価格も設定されていません。しかし、業務提携関係にある輸入者とライセンサーがライセンス生産を選択したことから、輸入者は建具の製造に必要な部品をライセンサー及びその関係会社から購入することとなりました。このような経緯から、ライセンス契約の当事者ではない第三者が当該部品をライセンサー又はその関係会社から購入することはできません。

( 5 ) さらに、輸入者はライセンス契約において、部品表に記載された部品のうち一部の部品（以下「要購入部品」という。）についてはライセンサー又はその関係会社から購入することが義務付けられており、輸入者は当該要購入部品及び購入義務はないが国内で自己調達できない部品（以下「その他の部品」という。）を輸出者から購入し、輸入しています。

なお、要購入部品については、製品仕様の統一化をはかること並びにライセンサー及びその関係会社に一定の利益を確保することを目的として、ライセンス契約の契約期間満了時までの購入が義務付けられていますが、契約が更新された場合はライセンサーの同意を得て第三者から購入することができるかとされています。

( 6 ) 輸入者がライセンサーに支払うロイヤルティには、初期使用料と年次使用料の 2 種類のロイヤルティがあり、初期使用料については 2 種類のライセンス製品の最初の納品後に支払うこととされていますが、ライセンサーが輸入者に提供する生産前ノウハウの対価として輸入者が支払う前払い分を差し引いて支払うこととなっています。なお、生産前ノウハウとは日本国内におけるライセンス製品の生産のために必要なノウハウであり、前払いを行う理由は、生産前ノウハウにはライセンス契約締結前に提供を受けるノウハウと契約締結時に提供されるノウハウに分類されるため、前者の対価として前払いを行い、後者の対価は製品の販売開始後に支払うことをライセンサーとの間で合意したという経緯によります。

また、年次使用料については、ライセンス製品の最初の納品後、毎年定額をライセンス製品毎

に支払うこととされており、ライセンス契約が更新された場合も、引き続き支払うこととなります。なお、初期使用料については、契約更新後は支払う必要はありません。

### 3. 関税評価に対する照会者の見解

本ライセンス契約に基づくロイヤルティの支払いは、ライセンス製品の製造のための部品の輸入取引の条件となっているとは認められないこと。また、法基本通達 4-13(3)において、「特許権等の使用に伴う対価」に非該当であり、ライセンス契約におけるノウハウが要購入部品に掛からないことから当該ロイヤルティは課税価格に算入されないものと考えます。

【回答内容】

輸入者がライセンサーに支払う初期使用料は、本邦において製品を製造するためのノウハウの対価として支払われるものと認められ、法第4条第1項に規定する輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に該当せず、また、法第4条第1項各号に規定する費用にも該当しないことから、輸入貨物の課税価格に算入されません。

また、輸入者がライセンサーに支払う年次使用料のうち、商標が付された輸入貨物に係る当該商標の使用の対価に該当するものは、法第4条第1項第4号に規定する特許権等の使用の対価に該当し、輸入貨物の課税価格に算入されます。

【理由】

1. 関係法令等

(1) 関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項本文において、輸入貨物の課税標準となる価格(以下「課税価格」という。)は、「当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格とする」と規定されています。

また、法基本通達(以下「通達」という。)4-1(1)において、「輸入取引」とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当するとされています。

(2) 上記(1)の「次に掲げる運賃等の額」として、同項第4号において、「当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの(当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。)で政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの」が規定されています。

また、通達4-13(1)において、「特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもので政令で定めるもの」(以下「特許権等」という。)とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他ロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるものをいうとされています。

(3) 通達4-13(3)において、「輸入貨物に係る」特許権等の使用に伴う対価とは、輸入貨物に関連のあるものをいい、例えば、次のような場合における特許権等の対価をいうとされています。

イ 特許権(実用新案権についても同じ。)については、輸入貨物が特許発明である物品(特許

発明である物品の生産に専ら使用される部品、材料等を含む。)である場合、特許製法による生産物である場合、方法特許を実施するための物品である場合

ロ 意匠権(省略)

ハ 商標権については、輸入貨物が商標を付したものである場合又は加工後に商標が付されるものである場合

ニ 著作権(省略)

なお、特許権等のうち、上記に掲げるもの以外のものについては、上記に準じて取り扱うものとする

(4)通達4-13(4)において、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの」とは、当該輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価であって、買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われぬこととなるものをいうとされています。

(5)通達4-7(2)において、上記(1)の運賃等の額の加算は、客観的なかつ数値化された資料に基づいて行い、当該運賃等を加算する必要がある場合において、当該運賃等に係る客観的なかつ数値化された資料がないときは、法第4条の2以下の規定により課税価格を計算する旨が規定されています。

## 2. 輸入取引の認定について

輸入者は、自己と特殊関係にあるX国所在の輸出者に輸入貨物である部品を発注しています。当該部品の価格は、輸入者とライセンサーの間で締結されたライセンス契約の別紙である部品表に記載された価格に基づいていますが、発注の都度、提示された価格を輸出入者間で確認したうえで合意を行っていることから、輸入者と輸出者の間の売買が法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、輸入者が買手、輸出者が売手となります。

## 3. ロイヤルティの検討

輸入者は、輸出者の親会社であるライセンサーとの間でライセンス契約を締結し、ライセンサーの知的財産並びにライセンサー及びその関係会社に帰属するノウハウ、商標及び商号を特定の建具製品2種の製造、宣伝、マーケティング、販売及び頒布を目的として本邦において独占的に使用する権利を許諾されており、その対価として輸入者はライセンサーにロイヤルティである初期使用料及び年次使用料をライセンス製品毎に支払います。

以下、輸入者からライセンサーに対して支払われる初期使用料及び年次使用料の取り扱いについてそれぞれ検討します。

#### 4．初期使用料の検討

輸入者は、ライセンス契約の規定に基づき、ライセンス製品の最初の納品後に一回払いの初期使用料をライセンサーに支払うこととなっています。

ライセンス契約において、初期使用料は許諾されたライセンス及び権利の対価として支払うこととされており、許諾されたライセンス及び権利には上記3の複数の権利が含まれています。一方、初期使用料の支払いに関しては、ライセンサーから輸入者に提供される生産前ノウハウの対価として輸入者が支払う前払いを差し引いて支払うこととなっています。なお、当該生産前ノウハウについては、日本国内におけるライセンス製品の生産のために必要なノウハウであることがライセンス契約に規定されており、輸入貨物である部品は当該生産前ノウハウを用いて製造されるものではないと輸入者は説明しています。

さらに、輸入者の説明によれば、生産前ノウハウにはライセンス契約締結前に提供を受けるノウハウと契約締結時に提供されるノウハウに分類されるため、前者の対価として前払いを行い、後者の対価は製品の販売開始後に初期使用料として支払うことをライセンサーとの間で合意したとされています。この点について、契約の対象であるライセンス製品2種のうち1種については、当該生産前ノウハウの一覧がライセンス契約の別紙として取り決められており、これによれば、生産準備のための必要資料及びライセンス契約締結時の必要資料の2種類のノウハウに分類されていること及びそれぞれの提供時期（ライセンス契約締結前及び締結時）が確認できます。

また、ライセンス製品2種のうち別の1種については、上記別紙のように具体的なノウハウは示されていませんが、同様のスケジュールでノウハウが提供される旨輸入者は説明しています。なお、ライセンス契約において、当該製品の生産開始予定時期は上記製品より2年後とされており、生産前ノウハウの対価の支払い期限はそれよりも前となっていることが確認できます。

このため、輸入者の説明に矛盾はなく、輸入者がライセンス製品の最初の納品後にライセンサーに支払う差引後の初期使用料についても、本邦におけるライセンス製品の生産に必要とされるノウハウの対価と認められます。

よって、ライセンス契約の規定に基づき輸入者がライセンサーに支払う初期使用料は、本邦におけるライセンス製品の生産に必要とされるノウハウの対価であることから、法第4条第1項に規定する輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に該当せず、また、法第4条第1項各号に規定する費用にも該当しないことから、輸入貨物の課税価格には算入されません。

#### 5．年次使用料の検討

輸入者は、ライセンス契約の規定に基づき、ライセンス製品の最初の納品後、ライセンサーに対して毎年定額の年次使用料を支払うこととなっています。

ライセンス契約において、年次使用料は初期使用料と同様許諾されたライセンス及び権利の対価として支払うこととされており、許諾されたライセンス及び権利には上記3の複数の権利が含まれ

ていますが、初期使用料とは異なり、特定のライセンス又は権利等の対価であるとはライセンス契約からは確認できません。また、当該許諾されたライセンス及び権利の対価として初期使用料及び年次使用料以外の支払いが発生しないことから、年次使用料は、上記4のライセンサーから輸入者に提供される生産前ノウハウを除くすべての許諾されたライセンス及び権利の対価であると認められます。

よって、輸入者が支払う当該年次使用料が法第4条第1項第4号に該当するか以下に検討します。

(1) 「輸入貨物に係る」特許権等の使用に伴う対価であるか

輸入者の説明によれば、輸入貨物である部品は特許権等の知的財産及びノウハウを用いて製造されるものではなく、部品自体が特許発明品であるわけではなく、またライセンス製品に組み込まれることで特許を実施するものでもないとされています。

一方、一部の部品にはライセンサーの商標が付されていることから、商標が付された部品については、「輸入貨物に係る」特許権等の使用に伴う対価であると認められます。

(2) 「輸入貨物の輸入取引をするために支払われるもの」であるか

輸入者はライセンサーとのライセンス契約において、ライセンス製品を製造するために必要な部品の一部については、要購入部品としてライセンサー又はその関係会社から購入することが義務付けられています。

また、輸入者の説明によれば、ライセンス契約の当事者ではない第三者が部品表に記載された部品をライセンサー又はその関係会社から購入することはできないとされています。なお、輸入貨物の輸入取引は上記2のとおり買手である輸入者と売手である輸出者の間で行われていますが、ライセンス契約において「要購入部品及びその他の部品の売買の一般条件は、売買一般条件を基本として、ライセンサーとライセンシーとの間で速やかに協議するものとする。」と規定されており、売買一般条件は「ライセンサーの関係会社から輸入者又はその関係会社に対する一切の本件提携製品の売買に適用される」とされています。このことから、ライセンサーは輸入者と輸出者の輸入取引に関与していると認められます。

よって、要購入部品を含む部品表記載の部品について、輸入者は年次使用料をライセンサーに支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないと認められます。

(3) 年次使用料が法第4条第1項第4号に該当するか

上記(1)及び(2)により、輸入者がライセンサーに支払う年次使用料のうち、商標が付された輸入貨物に係る当該商標の使用の対価については、「輸入貨物に係る」特許権等の使用に伴う対価であり、「輸入貨物の輸入取引をするために支払われるもの」であると認められることから、法第4条第1項第4号に掲げる特許権等の使用の対価に該当し、当該輸入貨物の課税価格に算入されます。



## 6．ロイヤルティの加算額の算出について

以上により、輸入者がライセンサーに支払うロイヤルティのうち、初期使用料については法第4条第1項に規定する輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に該当せず、また、法第4条第1項各号に規定する費用にも該当しないことから、輸入貨物の課税価格には算入されません。

一方、年次使用料のうち、商標が付された輸入貨物に係る当該商標の使用の対価については、法第4条第1項第4号に掲げる特許権等の使用の対価に該当し、当該輸入貨物の課税価格に算入されます。

なお、年次使用料は、輸入者が初期使用料を対価としてライセンサーから提供を受ける生産前ノウハウを除くすべての許諾されたライセンス及び権利の対価であることから、輸入者が支払う年次使用料のうち上記商標の使用の対価について、客観的なかつ数値化された資料に基づいて算出したうえで、輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に加算することとなります。また、客観的なかつ数値化された資料がないときは、法第4条の2以下の規定により課税価格を計算することとなります。